

大阪府消費者保護審議会
第4回条例改正検討部会 議事録

■日 時 平成25年5月30日(木) 9時30分～

■場 所 大阪府立労働センター本館7階 701

■出席委員 池田委員、小牧委員、吉田委員 (計3名)

■会議内容

○事務局

それでは、定刻となりましたので、第4回大阪府消費者保護審議会条例改正検討部会を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

最初に、事務局から資料の説明を簡単にさせていただきます。

資料ですけれども、2種類、次第と、大阪府消費者保護条例の改正について中間報告(案)となっております。

中間報告(案)のほうについてご説明をさせていただきます。

まず、目次のほうを見ていただきまして、構成ですけれども、「はじめに」ということと、「Ⅱ」として「条例改正に向けた提言」、その項目といたしまして、「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律について」ということと、2つ目に「消費者教育の推進に関する法律について」、3つ目に「消費者安全法の一部を改正する法律について」、4つ目に「不招請勧誘について」、5つ目に「苦情審査委員会について」、6つ目が「自主行動基準について」、7つ目に「消費者基本計画の策定について」、8つ目といたしまして「応訴における消費者支援について」、最後9つ目に「その他の条例に係る事項について」という構成にさせていただいております。

それと「参考資料」としまして、審議会の検討経過と、名簿です、条例改正検討部会の名簿、運営要領、それと大阪府からの諮問の写しという構成にさせていただいております。

1ページ目でございます。

まず、「はじめに」の部分ですけれども、詳細については、また別途、1つずつ後で確認していただく際に説明させていただきますが、内容といたしまして、まず現状の認識ということが1つ目のセンテンスです。2つ目に国の法改正の動向ということ。3つ目に大阪府からの諮問を受けたという記述と、部会を設置したということ。それと検討に当たって優先順位、重要課題ということを決めていただきましたので、その内容。その他の項目も書いているということで、それを踏まえて報告をすると記しております。

2ページ目です。

「条例改正に向けた提言」の1つ目の項目といたしまして、特商法に関する件ということで、前段部分は法改正後の現状認識、あとは現行条例の考え方なり、規定の内容を記載した上で検討していただいた結果といたしまして、(1)(2)という2つの項目を条例改正すべきという意見として書かせていただいております。

1つ目は消費者です。買取、訪問購入、購入取引につきまして、買取型消費者取引という文言を使わせていただきました。これについては訪問以外の分も含めたという形で記載させてもらっております。1つ目は、物を売るという者も消費者であるということがわかるように条例に記載すべきという意見。

2つ目といたしましては、訪問購入、法のほうで規制されたということになりまして、それを受けて条例でどうするかということで、条例のほうは、お伝えしておりますように、取引形態とか訪問であるとかというようなことを限定せずに規制の対象にしておりますので、それについては、特

に買取取引、主に電話勧誘であったり、店舗での取引においても、トラブルが実際発生しているという現状がございますので、今までの条例の考え方とおり、広く買取の取引について、今の条例の規制対象にすべきだという意見にさせてもらっております。

それから、なお書きで、新たに法以上の規制をかけるという形になりますので、「府民、事業者の意見を聞くべき」という意見も追記させていただいております。

3ページ目ですけれども、2つ目の項目といたしまして、「消費者教育の推進に関する法律について」ということで、これにつきましては、新たな法が制定された趣旨、考えが、今の条例の第30条の記載では、余りにも不十分だという意見のもとで、新たに章を起こすべきだというふうに書かせてもらっています。

なお書き以下ですけれども、教育推進計画策定と地域協議会の設置については、いろいろな方法というか、ここに書いていますように、消費者基本計画の中に入れるという方法とか、地域協議会についての、今の審議会の中で検討していただくという方法も考えられますので、明記は避けるというような形の文言を追加させてもらっております。

3つ目ですけれども、「消費者安全法の一部を改正する法律」ということで、消安法のほうで、実態のない利用権とか、換金できない外貨というような取引を、新たに被害の拡大防止のための措置がとれるという規定ができましたことに伴いまして、条例の第8条ですね、危害防止という項目がございますので、現行、「その欠陥」というのは物の欠陥というようなことを想定されている部分がございますので、それをわかりやすく条例の危害の対象にすべきだという意見にさせてもらっています。

ただ、この件につきましても、今の条文のままでも読めるのではという意見も一部ございまして、その際には逐条解説などに例示することも、それを公表することによって、そういったものも対象にするということを明確化にすべきだというふうにさせてもらっております。

次、4ページ目、「不招請勧誘」ということですが、特商法で訪問購入における不招請勧誘が禁止されたということがございます。その中で、現行条例では、訪問販売におきましては、今の条例規則で禁止されております拒絶の意思を表明している消費者に対する勧誘ということに対するステッカーですね、訪問販売お断りステッカーということを活用することによりまして、実質的に不招請勧誘の防止対策としているという事実がございまして、これにつきましては、訪問購入においても同じような形で対応することで防止対策になり得るだろうということをひとつ書かせていただいた上で、法で規制されていない不招請勧誘そのものを、今の条例、全ての取引行為に対する不招請勧誘を禁止してしまった場合に、事業者に対する影響がかなりあるという事実もございまして、今の時点で、それを条例で禁止行為としてしまうというのは難しいという意見にさせてもらっております。

ただ、この件につきましては、実際に被害が発生している事実があるということを踏まえて、今後も検討すべき課題だというふうな形で記載させていただいております。

次、5ページ目でございます。

「苦情審査委員会について」ということで、この件につきましては、公表の関係、今の規定では30条の情報提供という部分に基づくのですが、それが根拠としては非常にわかりづらいと。そのために今のあっせんの規定を25条の中に明確に規定すべきという意見と、もう一つは、そのあっせんの際の当事者の出席について、今は任意、依頼というような形で処理している部分については、出席要請ということ自身、明確にということで、調停の同じ場所に、2項のほうで規定すると、すべきだというふうにさせてもらっております。

なお書きのほうで、調停の出席を拒否した場合、事業者の氏名公表という制裁的な考え方のもとに、処分については、あっせんはあくまでも当事者側の任意の話し合いの場だという位置づけがございまして、その対象にはすべきではないというのを追記で入れさせてもらっております。

次、6ページ目でございます。

項目の6つ目ですけれども、「自主行動基準について」でございます。これにつきましては、現行、届出時には、基準そのものの規定している内容が合致していれば、受理した上で公示するということになっているのですけれども、実際に基準の内容が遵守されていない事業者の方が届出を出されるということがございまして、それについても、今は任意の形で、お願いベースというような形で、ちゃんとやってほしいと話をしているのですけれども、それを明確化することで、条例のほうに、基準の内容と同じような形で届出があった時点で是正、勧告ができるような内容に変更すべきだというふうな意見にさせてもらっています。これにつきまして、ちょっと庁内のほうで調整している中で、別の考え方とか、当初の考え方がどうかという意見がございまして、この件については後でご意見いただきたいなと思っておりますが、ちょうど説明させていただきます。

7項目ですけれども、「消費者基本計画の策定」ということで、今の現行条例で消費者基本計画を策定すべきことを明確に規定すべきというふうにさせてもらっております。これについては、前回から上げさせてもらっている、特に変更はございません。

次の7ページですけれども、8つ目の項目といたしまして、「応訴における消費者支援について」ということで書かせてもらっております。前段部分は、現状で訴えられる消費者の方がおられるということと、今、提訴する場合の消費者であっても、提訴される消費者であっても、変わりがないと。逆に応訴される場合は、消費者の意思に関係なく被告になってしまうという事実がございします。

ただ、現実といたしまして、本規定の訴訟資金ですね、提訴する場合の資金というのが、今まで一度も使われていないという事実と、実際にその支援を必要にされている方の実態というのが把握できていないという事実がございまして、今の段階で条例に新たに規定するというのが非常に難しいのではないかと意見をさせてもらっております。

ただ、この件については、今後の課題だということで、なお書き以降に記載させてもらっております。なお書き以降の中で、他の支援との役割分担という言葉を入れさせてもらっているのですけれども、これについては法テラスのほうで訴訟支援という制度がございしますので、その辺との役割分担も踏まえた上で、資金に限らず提訴された消費者の方への支援、提訴する場合も含めて、検討すべき課題であるという認識で書かせてもらっております。

この次ですけれども、「その他の条例に係る事項」ということで、まず、1つ目の「条例の名称について」ということで、これは前回も議論していただいているのですけれども、今回も双方の意見が解説的であるということと、保護ということは必要ということで、両方の意見がございまして、部会として一定の方向性を示すことは困難だという形でさせてもらっております。

2つ目の「集団的消費者被害回復制度について」でございますけれども、これにつきましては、4月に閣議決定されて、現在の開会中の国会で審議中であるということで、早ければ28年に施行される予定だということです。

ただ、現時点では法律も成立していないということと、実際の運用等、その辺の詳細な部分もまだわからないということで、それを反映した時点で再度議論すべきものというふうにさせてもらっております。

3つ目の「前文について」なんですけれども、前回、17年の改正から8年経過したということもありまして、現状認識について修正すべき点と、消費者教育推進法が制定された趣旨を踏まえて、その点について盛り込むべきではないかというふうにさせてもらっております。これについても、庁内のほうでは、前文という部分が、なかなかそう簡単に触る部分ではないと言われておりまして、難しい可能性もあるということをおっしゃっております。

提言の内容としましては、以上でございます。

あとにつきましては、検討経過と委員名簿、それと部会の運営要領と諮問書の写しと、その資料の写しが載っております。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

○池田会長

どうもいろいろとありがとうございます。

今、かいつまんで説明いただきましたが、それぞれ、かなり問題になっているところが、またクリアになってきたところもございますので、一つ一つ取り上げながら先生方のご意見をいただきたいというように思っております。その議論をした後で、最後、文を改めて事務局のほうで読み上げてもらって確認し、本審議会のほうにつなげたいというふうに思いますので、ご協力のほどどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず順々に、項目のぐらいの区切りでいきたいと思いますが、1ページ、「Ⅰ はじめに」あたりのところですが、事務局のほうで、この「Ⅰ」のところでは何か、特にこのあたりについてというようなご指摘いただくようなところはございますか。

特になければ、構いませんが。特にありませんか。

○事務局

はい。

○池田会長

じゃあ、先生方のほうでご指摘いただくところはないですか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○池田会長

そしたら、じゃあ、2ページの「Ⅱ 条例が改正に向けた提言」の「1、特商法の一部改正に関する法律」。この関係で事務局のほうで何か。

○事務局

この部分につきまして、書いている文章ではないんですけども、前回、条例本文そのものでいろいろ記載内容をご検討いただいたと思いますが、その中で実際に条例に落とし込む部分を庁内の法規担当の部署で検討していく中で、取引という言葉で全てひっくるめるのがどうかという意見が出まして、その点については、実際に落とし込みの仕方というのは、技術的なのか、法の改正技術みたいなところで、前回ご一考いただいた内容のとおりにはならない可能性があるということだけお伝えをさせていただきたいと。

特に供給等に使われている部分が販売と使われているという、使い分けを現行条例はしている部分がございます。例えば供給、つまりは弁護士会のほうと議論をさせていただくとき話が出ていたんですけども、供給というのは、実際に消費者と取引を、直接契約関係にない製造業者であったりとか、輸入業者であったりということも想定した上で書かれているというようなこともございまして、今回の報告の中身にかかわるというわけではないんですけども、その辺の表記の仕方というのは、今後、詰めさせていただけたらと思いますので、前回のときにいただいた中身とは変わっていく可能性が高いということだけ、お伝えさせていただきます。

○池田会長

今の点については、特に中身のところに触るというよりも、最終的に条例の表現ぶり、書きぶりのところの技術的なところなので、実質的なところの変更はないということでもよろしいですね。

○事務局

はい、そうです。

○吉田委員

すみません。よろしいですか。文言だけの話ですけれども、(1)のところで、条例において「物品を販売する者」が「消費者」であることを明確にするということがありますが、この括弧書きの「物品を販売する者」は、「事業者に」は要らないですか。「事業者に」というのは。

○小牧委員

そうですねえ。

○吉田委員

前も定義づけがそうされていますし、やっぱり条例においても「事業者に」を入れたほうがいいように思います。座りとしては。

○事務局

ちょっとすみません、確認ですけれども、今回の報告の中で、先ほど説明しましたとおり購入に限りがないのです。購入全て。事業者が購入する。店舗であつたりとか、電話加入だつたりという。

実際に、ここにも書いていますようにゴルフ会員権の購入とか電話加入であつたりとかというようなことで、苦情の相談とかも入っている事実がございます。店舗においてもそういうトラブルが起こっているという事実もございますので、条例では今までどおり取引形態とか、物品の種類を一切限定することのない形で規制かけるべきという意見にさせてもらっております。

○吉田委員

そこまで深く考えていませんでしたので。対象商品とかは限定すべきでないと思われていることは思っていましたけれども。そこで何か深刻な問題とか状況がありますかね。

○事務局

現状は、義務的なものは特に規定されていません。迷惑行為とかの禁止行為。例えば書類を必ず用意しなければならないというようなことは条例上、特に何もございませんので、一般的な取引における申請というか、そのような形の禁止行為ということですので。

埼玉県とか滋賀県のように条例改正をされたところであれば、同じような形で規制されているということもございます。

ただ、実際に事業者の方からの意見というのも当然踏まえるべきだと思っておりますので、なお書き以降ではそういう内容をちょっと入れさせてもらっているのですけれども、その辺について、部会としての考え方としては、こういう考え方でもいいかということだけは、確認させていただきたいなど。

○吉田委員

全ての買取型を対象に、というか、限定しない形で。今まで基本的には規定していますよね。そのスタンスを継ぐなら、このなお書き以下は要りますよね。

○事務局

そうですね。

○吉田委員

ええ。それはそうだと思います。実際に訪問形式でない買取型で、どんな問題が起こっているんですか、今。

○事務局

多いのは電話で、例えばゴルフ会員権を売ってくれというようなこととかがあるということで。特にそれが訪問以外では多いですね、苦情というかトラブルとして。

○池田会長

電話で売ってくれと。

○吉田委員

そういう意味から、全ての買取型を念頭に置いた条例であるという点は意味ありますよね。今回、具体的にそれについて、何かするわけではないということですよね。

○事務局

そうですね、新たな買取を入れることをしても、禁止行為そのものは新たに。

○吉田委員

今何かするという事ではないんですよね。ただ検討として入れといて、あと、もしその問題が顕在化したら、また何か規制に加えるというスタンスにしとくということです。

○事務局

はい。

○吉田委員

それでいいかと思います。

○事務局

今の条例の形態です。これだけ、限定条件をつけると、すごくわかりにくい条例になってしまうので。

○吉田委員

体系自体に問題ないですから。

○池田会長

それはおっしゃるとおりだと思います。

○事務局

1点だけ補足させていただきます。買取型を全て、この条例の規制対象ということになると、警察で所管しております古物取引にも関係してくることになりますので、事務局からそちらとの調整を今後図らせていただきたいと、確認させていただきたいと思っております。

恐らく禁止行為だけが適用になりますので、取引でもだめなものはだめと思いますが、もし、そのことの相反する内容になってくると、具合が悪いことになってきますので、その確認だけさせていただきます。

○池田会長

では、よろしいですかね。個別具体的な計画にどうこうというよりも、全体的に改正の趣旨を踏まえつつ、ただ、大阪府の条例で、それとはちょっと切り離すという形でいっているところについて、より間口を広げた形でやるという方向は、悪くはないと思うんですよね。

(「はい」の声あり)

○池田会長

それでは、2ページ、このままということで、3ページの2「消費者教育の推進に関する法律」について、いかがでしょうか。これ、事務局のほうで何か。

○事務局

この点についてなんですけれども、前回からご意見をいろいろいただいて、このような形で記載させてもらっているのですけれども、これにつきましても、庁内の法規担当の中では、法令のほうで努力義務として規定されていることを、改正案ということで、案文でも同じように努力義務の形で規定をさせてもらったので、法令の努力義務を条例でも努力義務でやるというのは、意味があるのかというようなことも言われております。

法令に書いていることで実際にやるのであれば、それに基づいてやればいいと。条例にわざわざそれをあえて書く必要があるのかという意見が出ておりました。話として言われているのが、30条に書いていることも、法令に書いているのであれば、要らないのではという声も、意見としては出ておりました。

○吉田委員

そうではないとは思いますがけれどもね。実際の問題として。

○池田会長

部会のまとめ方としては、このままの形で残すということでいいだろうと思います。

ただ、より説得的な、少し理論不足みたいところは、先生方のお知恵をいただければありがたいなと思うんですが。

例えば、全然違うけれど、男女共同参画の関係で、国の基本法との関係で、国レベルでは努力義務だけど、条例もそれに合わせてというようなことは、何かなかったですか。所管が違いますが。

○小牧委員

その自治体によって、特徴的な条例にしたいというのであれば。

○池田会長

ほかの自治体がどうこうというよりも、大阪府で既に先行的に、国の基本法では努力義務けれども、条例の中にもそれを受けて、もう既にやっている前例がありますよというのが一番いいと思うんです。

○事務局

法令の努力義務を条例で義務化するというのは。

○吉田委員

それはあるでしょうね。もしそうなら、やるべきでしょうね。

○事務局

当然、意味がある内容だと思いますので。

○池田会長

なるほど。

○事務局

書き方として、そういうふうを書くという方法もないことはないのですが。今の条例改正案そのものが、実際にやり方をどうするかという部分があって、ある程度自由がきくというような記載の仕方にしてしまっているというのがあるのですが。

○吉田委員

今おっしゃった、努力義務と言ったけれども、実際にしないといけないですよ。だから本当は、おっしゃっているように努力義務じゃなくて、努めることって書いてあるのを、忠実に努めなければならぬとかにしても、現実と同じというか、むしろ府としては、単に努力義務じゃなくて義務化しても、それほど。

実際、条例化をする意味も出てきますし、実際はやるわけですし。努めるべきと書いていて、努力義務やから、やっていませんということには絶対ならないと思うんです。

○事務局

特に消費者団体の方々は、こういう法律ができたのだから、消費者問題で先進的な東京とか大阪では絶対に。

○吉田委員

そうですね。だから条例化しないといけないのは、絶対そうだと思うのですが。ただ、庁内で法規化との反発を避けるには、一つは義務化というのがあり得る話だと思います。私は、条例には絶対1章か何か設けてやるべきだと思いますよ。

○事務局

多分、パブリックコメントに出せば、絶対につくらないといけないです。

○吉田委員

そうですね。これ抜けていたら、何をしているのかということになりますね。

○池田会長

では一応これも、表現的には、書いてあるところを残すということでいきましょうか。

次に、3ページの「3の消費者安全法の一部改正法」。これは、事務局的に、ここで何か議論しておくことはありますか。

○事務局

この点については、今はまだ何も。消安法改正に伴い、前回の素案ですね、改正素案の中で、実態と著しく異なる取引条件とかも含むというような文言にさせてもらっているのですが、解

釈上ですね、今のままでも、例えば逐条解説にこれも含むということの規定することで、条例の本体そのものは変えなくてもいいんじゃないかという意見がございましたので、そのなお書き以下を追加させてもらっているのですけれども、報告としての書き方というのは、この形でいいのかというのを、再度ご確認させていただきたいと思うのですが。

○池田会長

パブコメに付す前提として、一応幾つかの考え方の方向性を示すというようなことですが、いかがでしょうか。実際に、条例改正のところの文言に一つ一つ落とし込んでいく段階では、いろんな問題が多分出てくると思います。今の段階でそれでいけないような、従来の法令用語でも使い方のいいところから、いろんな問題が出てくると思いますので。ある意味ではその方向性だけですね、確定しておきたいと思いますが、これでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○池田会長

それでは4ページ、「不招請勧誘」。事務局、ここは何かございますか。

○事務局

これについては記載しているとおりですけれども、基本的には不招請勧誘自体の禁止は難しいという結論にさせてもらっています。

○吉田委員

流れとしては、それはやむを得ないと思うんですけれども、表現は、ちょっと工夫をしていただけたらと思います。

前段はこれでいいと思うんですが、「そのため」以下について、例えば、「そのため」というのは、何か前の文と直接的にはつながらないので、他方で、「取引形態」や「物品等の種類」を限定せずに禁止行為を定めている条例において「不招請勧誘」そのものを禁止行為とする場合には、適正に事業を行っている事業者への影響も懸念されるとか。

あとは、訪問販売お断りのステッカーですかね、「ステッカーを普及、活用することによって、同様の効果が期待できる」とか、「不招請勧誘を禁止行為とするのと同様の効果が期待されるから、現段階においては不招請勧誘そのものを禁止する行為とすることは困難である」とか。やろうと思ったらできると思うんですけれども、現時点ではちょっと。

そういうステッカーもあるし、それを普及、活用したら同じような効果が期待できるので。上では訪問行為についていろいろ書いていただいているので、購入だけでなく販売部分でも、普及したら、要するに不招請勧誘そのものを禁止せんでも対応できるというようなニュアンスで。

○事務局

前段で、その訪問購入についても書かせてもらっていて。

○吉田委員

そうですね。購入はね。今回の不招請勧誘そのものをやるというのは、購入だけでなく一般的なという話ですよ。上段は購入について、買取型でもできますよというか、可能ですよと書いてあるんですよ。

○事務局

一番最初の部分で、今やっているのは、そういった販売の防止対策としてやっている。

○吉田委員

ええ。今回って書いているのは、買取型で可能であると書いているんですよね。だから、これ、書く順番を変えるか何かで。要は、表現的には、もう少し現状で、一般的に条例で形態や種類限定せずに、不招請勧誘を禁止するのも事業者への影響も危惧、あり得る、考えられるし、しかし現状のやつでもそれなりと同様の効果が期待できるということで、現状では一般的に条例改正で禁止行為とすることは難しいというか、するまでもないというか。そういう感じです。

こう言うとき難しいというのは、不招請勧誘の禁止そのものについては、もう少し法律の流れとか、じっくりと抜本的な条例改正で検討とかという課題だと思います。時間かけて。だからその辺のニュアンスで書けないかな。必要がないとか、現状で非常に困難やということでもないと思うのですけれどもね。何かいい言葉があれば。

○池田会長

このあたりは、一般論の理屈の問題として、法レベルで許容してるところについて、条例で禁止をするというようなことができるかどうかというあたりのところの一つあるので、今おっしゃった表現だけだと、こっちのほうでできているので、あまりこっちは必要ないという、そういう話でもない。

○小牧委員

あまりそう書くと、かえって。

○池田会長

結局、「そのため」というのは、ある意味ではその前のところとつながっているわけで。結局、言いたいのは、なお書きですよね。国レベルでそのところを思い切って踏み込めれば、国レベルで禁止されていることについては、条例として各論でちゃんと対応できるけれども。

だから、もっとはっきり言うと、国が、適用行為というくくりのところを、条例でこの地域、大阪府下では違法というような形でやることについて、どうなのかという議論になると思うんです。流れとして一般的に不招請勧誘の方向性が出て、国レベルでそれがなれば、それはもう躊躇なく適切に対応するという、それがなお書きのところですよね。いずれにしても、非常に難しいと判断したというのは、ちょっと書きぶりとしてこれはあれなので、禁止とすることは。

○小牧委員

適正事業者にまで禁止してしまう。

○吉田委員

事業者への影響が、これも「非常に」というのは要らないですよ。大きいを残すか、懸念されとか。

○池田会長

「影響が懸念されると考えられることから

現時点において「不招請勧誘」を禁止行為とすることを困難判断した」と。

認識はほぼ共有できたと思いますので、後で書きぶりのところは読み上げをしていただいて、確認させてください。

では、4ページの4もこの程度ということで、5ページの5、「苦情審査委員会」。事務局何か指摘いただくところがありますか。

○事務局

この部分については特にはございません。記載のとおりです。こういう規定をきっちりと25条のほうで明記するということと、あっせんに当事者を出席要請というものを、勧告する根拠も同じ条文の中で明記すると。出席要請、出席しない場合についての氏名公表は、現行どおりという形ですね。

○池田会長

文章の関係で、1行目から2行目のところにかかわるのですが、「苦情が解決した場合又は解決の見込みがないと認められた場合、いずれにしても公表します」ということなので、だったら表現で「又は」というのは、何かどうもしっくりこないなあというふうに、思ったのですが。例えば、「その苦情が解決した場合とともに解決の見込みがないと認められた場合にも、その経緯及び結果について公表を行う」と。これは現状そうですね。何か「及び」とか「又は」というのは割と法令用語で、現実には。

○事務局

条文から引っ張ってきていますので。申しわけございません。

○池田会長

そうですね。本音で言えば、もうちょっと、合意が成立した場合と、その合意が成立しなかった場合について、濃淡をつけるという、ある意味では従前の苦情審の不文律みたいなところも取り込める形でできればと思うんですが、多分法務担当部局との関係でなかなかそのところが。

○吉田委員

私は過去の経過を知らないんですけども、その公表に濃淡をつけられているんですか。

○池田会長

いや、というか、実名公表みたいなところについて、特にこの(2)で、出席はしたけれども、事業者のほうに向かって誠実な態度をとっているとは全く思えない場合に、実名公表しようというところまでいったんです。最終的に法務担当部局のほうからブレーキかけられて、逆に訴訟リスクが高まるのでというので結局は踏みとどまって。いずれにしても、そのあたりの条例改正で手当てをしてもらった上でやるべきだという結論には落ちついたんです。だから現行法上、例えば東京都がやっているような形の条例上の根拠すら現行はないんですよ。だから、不文律というふうに申し上げたけれども、不文律ではなく、本来は条例でその辺をきっちり書き切るべきだと思うんですけども。

○吉田委員

今回はだから、ある意味で濃淡つける形にはなるのですね。

○池田会長

まあそのところは。

○吉田委員

ただ、結果の公表については、そんなに濃淡は今までもないでしょう。

○池田会長

結果としてはないです。ただ、不文律的なものでは、ずっともう成立してきていたので、合意が成立しなかった場合というのは余り問題として顕在化しなかった。ところが、たまたま調停案件で合意が成立しなかった案件が出てきて、じゃあ事業者名の公表にいきましょうという、従前はそういう不文律でやっていたところがあって。

○吉田委員

なるほど、調停に出すという。ちょっとしたけれども成立しないと。

○池田会長

あっせん段階では、それはそこまでしないけれども、次のあっせん

○吉田委員

いや、私は、これを言いたいなら、調停について、合意に至らなかったら当事者名を公表するというのは、それはそれでいいと思うのですけれどもね。

○池田会長

ただ、なかなか法務課はね。

○吉田委員

要するに根拠なしにそれをやるべきでないと思います。

○池田会長

もちろんそうです。だから条例改正の方向としてやるんだけれども、条例改正をするについても、聴聞の機会、リブプロセスは当然のこととして、果たしてそれで訴訟リスクの、条例上のそういう書きぶりがきちんとできて、その上で訴訟リスクが回避できるような形にできる説得力を持たせない、法務課のほうもうんと言わない。

だから、とりあえずあまり深みにはまらず、せっかく一步進めたところでやめなさいという話になると困るので、こういう書きぶりにはしているんですが。多くの当時の苦情審のメンバーの方々の思いはそういうとこにあったということです。

○吉田委員

私は本当に、あっせんと調停とは、やっぱりその手続についての重みとかいろいろ考えたら、調停については、本当は、調停案そのものも判決と同じように公表というか、閲覧の機会が与えられるような形になってもいいかなと思うんですけれども。

○池田会長

それは運用的にそういうほうが二次被害、類似被害の予防につながっていくのであれば、この経緯と結果の中に盛り込んで公表するというのは、運用レベルでできるんだろうと思いますね。

○吉田委員

ああ、経緯と結果の、中に含めて。

○池田会長

そうですね。今までも多分そう、割と詳しく目にやっていたと思いますしね。一番だから事業者にとってきついのは、名前を。

○小牧委員

そうですね、やっぱり大っぴらに名指しされると。

○池田会長

だから、例えば結婚式場の予約の関係で、とり方そのものについても問題があるし、1年近く残りがあがる段階でキャンセルしたにもかかわらず、キャンセル料が10万円ぐらい請求された。

多分ホームページでも公表されているところだと思いますが、それに対してぎりぎりのところで調停やろうとしたのだけれども全然話にならない。何でそれが悪いんだというような感じで終わってしまって。そういう対応をとられるのであればというようなケースが、ちょっと初めて出たものですから。

ではこれを、このページ持っていってみましょう。

じゃあ、6ページの6番。

○事務局

「自主行動基準について」ですけれども、この中身といたしましては、先ほど説明をさせていただきましており、現状は届出があった時点では、条例上はその基準の内容、条例規則に定めている基準の内容が記載されていれば、受理した上で公表すると。

実態上といたしまして、届出があった事業者に対する苦情がもしあった場合には、その点を改めてほしいということを指導という形でやっているのですけれども、大阪府として、公表するということは、一定、内容についても審査した上で出しているという認識を、消費者の方は当然持たれるだろうと。それについては、実際の事業者の活動そのものについても、ある程度というわけではないのですけれども、確認した上で。

実際の制度としましては、そういったものではなくて、事業者が自分らでちゃんとやっていきますよということのみずから定めて、それを定めたことを、大阪府としてそれを消費者に知らせることによって、消費者と事業者の信頼関係をつくっていくという制度ができるのですけれども、実態は今申しましたように、問題点があるという認識から、今回、その事業者の実際の活動の内容自身についても、一步踏み込んだ形で届出の時点でチェックして、是正されてなかったら公示はしないというような内容にしたいなと思っているのですけれども、これも庁内の法規担当と話している中で、委員のご意見を聞いてこいと言われていたのですが、今の制度はあくまでも任意であると。

事業者がみずからやろうとして届出をしてもらうということについて、ハードルを上げるのではなく、もしそういうことがあるのなら、届出を受けた上で、受ければそれに対する指導ができるのではないかと。

その届出を受けた後で指導したほうが、それを遵守してもらえる可能性が高いのではと。そのほうが消費者にとってもいいんじゃないかという意見がございました。

今のたてつけは確かにそういう形にはなっておるのですけれども、実際のところ大阪府が公表することによって、それをもって消費者が、大阪府が公表しているのだから、当然信用できる事業者だというようなことを考える消費者もおられると思いますので、それをもって契約された後にトラブルが起こるといようなことも十分考えられますので、その部分について、大阪府の、もともとの制度がそうじゃないのだからそれは責任がないといようなことは、ちょっと言えないと当然思っているわけです。その辺についてご意見を、どちらがいいのかという部分で。

○小牧委員

その法務担当の人がおっしゃっているのは、一旦受けてということですよ。

○事務局

届出を出さなければ、指導する機会もないだろうと。要は、届出を出してもらうことによって、届出に基づく指導ということが可能になる。可能になれば、届出を指導しても、それを遵守というか直して、是正してもらえる可能性があるんじゃないかと。今のままでは、例えば入り口で、そんなものがあるのなら、届出を出すことすらしめない事業者も出てくると。

○吉田委員

いや、そんなことはないですね。

○事務局

そういう意見がありまして、確かに今のたてつけは、多分そういうことも含めての条例の規定になっているかとは一定思うのですけれども。

○小牧委員

届出を一旦受理しないと、指導はできないんじゃないかという指摘なわけですかね。

○事務局

実際に条例の禁止行為をやっているということに対する指導は当然できるのですけれど。

○吉田委員

指導する端緒ということですか。

○事務局

そうですね。

実際に苦情があれば、条例があろうがなかろうができないわけです。

○小牧委員

できませんね。

○吉田委員

今のご見解は、やっぱり届出があったら公示しないとイケないですよ、現制度では。

○事務局

そうですね。書いている中身が基準どおりであれば。

○吉田委員

公示は公示で指導は指導、別立てで、公示については別に大阪府は責任ないと。指導は別立てではないかと。

○小牧委員

それはちょっと違うんじゃないかと。

○事務局

制度上はそういう形なのでしょうけれども。

○小牧委員

私もずっと、このほど部会でやってきておりましたけれども、悪いところばかりではないと思うんですけども、ある業者さんなんかでは、やはり届出を、それを公示することそのものが目的になっていて、

宣伝の届出を私のところはやっておりますと明記して営業活動されているところもあるので、そこは別に問題があつてというわけではないのだけれど、そういうふうにご利用されるのは、ちょっと具合が悪いですね。そのようにおっしゃるところもあるとなると、やっぱり。

○池田会長

一度、問題がない事業者でもいいのですが、具体的にそのホームページの情報を教えていただけませんか。

我々とは違うんで、その部署でそういう意見が出てくるけれども、いや、そうじゃないと。

間口をそんな感じで広げといて、逆にいいように使われてしまっているという事実があるのであれば、やっぱり出した上で、適正なチェックを行っていく必要があるということに落とし込む必要があると思います。

何となく小泉改革の法案と同じで、事前の調整から事後調整のような、そういう発想があるけれども。それは小さな政府というか、小さな行政で大きな指導という、なかなかとてつもない壮大な構想だろうと思いますが、現実には。

○事務局

これをする限りは、その内容について責任が生まれるということですね。

○池田会長

行政もしなきゃいけないところもありますのでね。ベストミックスで。

では、6ページの「7 消費者基本計画の策定」。これは事務局、何かありますか。

○事務局

これについては、特によろしいかと思います。これは消費者基本法のほうで、国の計画ということもありまして、大阪府の条例において立てなければいけない、責務として立てないといけないというふうに記載を考えております。審議会の意見を踏まえた上でつくるということでございます。

○池田会長

これ、よろしいですね。

(「はい」の声あり)

○池田会長

そうしたら、7ページの「8 応訴における消費者支援について」。事務局、何かありますか。

○事務局

これにつきましては、記載しているとおりでございますけれども、現状、信販会社のほうから訴

えられる消費者の方がおられるようで、訴えるほうであっても、訴えられる消費者はあまりないと。訴えられる場合のほうが、消費者の意思にかかわらず被告になってしまうケースが現状です。ただし実態上、訴訟資金の貸付というような制度があっても活用されていない、ハードルが高いというご意見ございましたけれども、そういう実績がないということと、資金援助というようなことを実際に望まれるというか、必要とされている消費者がどれだけおられるのかという、現状を把握していないという事実がありますので、予算の関係もございまして、制度として今すぐに条例に規定するというのはかなり難しいということもございまして、こういう書きぶりにさせてもらっております。

ただ、なお書き以下ですが、支援は当然必要なものであるという認識はございますので、その辺については、今後検討すべき課題だという認識を入れさせてもらっております。

○池田会長

これは「非常に難しい」というのは、「困難と考えている」、で合わせましょう。

○事務局

そうですね。

○池田会長

あとは立法事実だろうと思えますけれども。では、8はよろしいですか。

7ページの9ですね、「その他の条例に係る事項について」。

(1)の「条例名称について」。これはいかがでしょうか。前回はやりましたし、大体これでいいのかなという感じはしますが、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○池田会長

「(2) 集団的消費者被害回復制度について」。これはどうでしょうか。これ、現在の国会ではどんな感じですかね。

○吉田委員

多分継続審議になるのではないかと。もう延長しないので。

○池田会長

参議院選挙はいつ。

○吉田委員

7月の初めに公示でしょう。だから国会は延長しないので。6月の末ぐらいまで。消費者庁そのものも、多分もう時間がないから、とりあえずは継続審議として、秋の国会でと、考えている節がありますね。我々としたら、早く成立してほしいと思っているのですけれども、今の情勢からすると、ちょっと今国会では難しいのではなかろうかと。時間の関係で。

○池田会長

そうすると、パブコメで出すときには、もう国会で。

○小牧委員

もう既に結論出ています。

○池田会長

そうすると、もう少し抽象的な書きぶりです。パブコメに出した方がいいが、もうネタが古くなってというのはあれなので。閣議決定されたことは、もう間違いないわけですね。

○吉田委員

そうですね。

○池田会長

その事実だけで。「早ければ平成28年度に施行される可能性がある」というのも、むしろ書かないほうが。

○小牧委員

成立した場合ですよ。

○事務局

「閣議決定された」というところまで。

○池田会長

うん、それでいいんじゃないかと。

○吉田委員

現在開会中の国会で審議中であるぐらいですか、この時点だったら。

○事務局

今度、総会というか本審のほうで中間報告させてもらった上でパブコメに。

○吉田委員

29日ごろまでですか。だから閉会前にはかかるんですね。

○事務局

そうですね。

○池田会長

ただ、そのパブコメの期間が。

○吉田委員

そうですね。例えば、我々の中間報告だから、その時点でのことを書いたらいいと思いますけれども。条例として。

○池田会長

新しいのもなるべく取り込みたいのだけれども。

それでは、「現在開会中」もやめて、「第183国会に上程されて」という形に。それなら間違いな

いですね。

○吉田委員

はい、そうですね。

○小牧委員

そうですね。それは事実。

○池田会長

早ければ云々のところも、非常にリスクーなので。そうすると、下のところの、しかし、「現時点で」、これも削ったほうがいいですね。だから、「しかし」云々、「ことから」まで削って、「今後の国会における審議の状況、具体的な運用等について確認したうえで、再度議論すべきものとする」と考える、これでいいんじゃないですか。

○事務局

はい。

○池田会長

それでは(3)の「前文」ですね。事務局、なかなかしんどいという声も聞こえてきましたが。

○事務局

現状認識と教育の関係も盛り込むべきという意見を書かせてもらっているのですけれども。

○池田会長

ちょっと何か前時代的な。

○事務局

前回の案ですと、そうさせてもらうという。17年でしたから、かなり変わっているということなのですが、今回、事務局は、そういった大きな理由というのがあまりないところでございまして、基本的には、前文はそう簡単に触るところじゃないと。よっぽど大きな理由がなければ、というような意見が出ています。

○池田会長

だったら、もう前文のこの部分を、ごっそりやめてしまうかということもあろうかと思えますけれども。より抜本的な条例改正に温存するためにね。頭出しとして、何か結果的にその芽を摘んでしまうというのも、どうかという感じがするのですけど。

○吉田委員

もう触れないで、ばっさりということですね。

○池田会長

今回は、緊急避難的にこのくらいにするけれども、将来の本格的な条例改正のときに。あるいは、もうパブコメにかけて広く府民の意見を。

○小牧委員

基本は、この間も、ここに「消費者教育」を入れるというような直しをしましょうという話だったですよ。

○池田会長

そうですね。そののところ変わりましたから。

○事務局

訂正されたという事実でございますので、意見として入れたという。

○池田会長

じゃあ、一応これはこれで残して聞いてみましょうか。

○小牧委員

はい。

○事務局

最終的には、ちょっと変えられない可能性はあるのですけれども。

○池田会長

それはともかくとして。

○吉田委員

でも、今回変えられなかったとしても、我々で意見しておくのは意味がありますよね。

○小牧委員

そうですね。部会としては意見を出しておきたいという感じはします。

○池田会長

わかりました。じゃあ、このままということで。

それでは、一応検討を終えましたので、事務局のほうで読み上げをしていただいて、文章確認をしたいと思いますので、お願いいたします。

○事務局

1 ページ目の、はじめにから確認していただきます。

「I はじめに。

今日の消費者を取り巻く環境は、社会・経済・技術の発展により、新しい製品やサービス、流通のスタイルが生まれ、消費者の暮らしはより豊かに、より便利なものになってきている。しかしながら他方で、消費者と事業者との契約においては、日々、新たな取引形態が生じる等、消費者問題はますます複雑化・多様化・深刻化している状況にある。

昨年、国においては「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律」により「訪問購入」に関する規制が行われ、「消費者安全法の一部を改正する法律」により、実態のない「権利」等の取引を原因とする財産被害の拡大防止等についても対策がなされた。

また、消費者の一層の自立を支援するために「消費者教育の推進に関する法律」が制定されている。

これらのことを踏まえ、大阪府消費者保護条例と関係法令との整合性を図るとともに、より実効性のあるものとするため、平成25年2月4日、大阪府消費者保護審議会は、大阪府知事から条例の見直しについて諮問を受けた。

大阪府消費者保護審議会は、できるだけ早期に必要な条例改正ができるよう、集中して審議をすることとし、条例改正検討部会を設置した。

本部会は、今回の条例改正の検討に当たり、「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律」及び「消費者安全法の一部を改正する法律」との整合性並びに「消費者教育の推進に関する法律」の施行に伴う消費者教育に関する事項を最優先の検討事項とし、「不招請勧誘」、「苦情審査委員会」、「自主行動基準」、「消費者基本計画」、「応訴における消費者支援」に関する事項についても重要課題として議論を行った。

報告にあたっては、これらの項目について、条例改正に盛り込む必要があると考える基本的事項を記述することとし、他に議論を行った項目については、「その他の条例に係る事項について」として記述している。

当部会は、計4回の検討結果を踏まえて、条例改正についての意見をとりまとめ、報告するものである。」

○池田会長

ちょっと区切りましょうか。

では、1ページ、その書きぶりのところについて、いかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○池田会長

それでは、2ページ。

○事務局

「Ⅱ 条例改正に向けた提言の1です。『特定商取引に関する法律の一部を改正する法律』について。

平成22年度以降、女性や高齢者を中心に、買取業者が貴金属等を強引に買い取るいわゆる「押し買い」によるトラブルに関する相談件数が全国的に急激に増加し、同様に府内においても急増した。

その対策として、国は、平成24年8月、「特定商取引法の一部を改正する法律」（以下「改正特商法」という。）により、新たに「訪問購入」取引を規制対象としたところである。

現行条例においては、「事業者から商品及び役務等を購入し、使用し、利用する者」を消費者であると解釈しており、「事業者に物品等を売却する者」が消費者であるという想定はされていない。

また、「改正特商法」では、「規制の対象除外物品（自動車・家具・家電・書籍等）」等が規定されており、取引態様や物品等の種類にかかわらず全ての取引行為を対象としている条例とは相違点がある。

そのため、「改正特商法」との整合性を図るという点を踏まえた上で、条例による規制のあり方について検討した結果、次の点について条例を改正することが望ましいとした。

(1) 「事業者に物品を売却する」取引（以下「買取型消費者取引」という。）において、「事業者に物品を売却する者」は「消費者」であることから、当然「消費者としての権利」を有しており、条例において「事業者に物品を売却する者」が「消費者」であることを明確にすること。

(2) 「改正特商法」は、前述のとおり「訪問購入」に関する規制対象を「物品」に限定し、そのうえで規制の対象除外物品を定めている。また、事業者が消費者宅等に訪問して行う「訪問」取引のみを対象としているが、実際には、規制の対象とならない「ゴルフ会員権」等の「権利」に関する

るものや、「訪問」以外の電話や店舗における「買取型消費者取引」のトラブルが発生している。

これらのことから、条例は、法では対応できない課題について対応を可能とすべきであり、現行条例の考え方のおり「買取型消費者取引」についても「物品の種類」や「訪問」であることに限定するのではなく、全ての「買取型消費者取引」を条例の対象とすること。

なお、今回の条例改正において、改正特商法の「規制対象除外物品」、「実態のない権利等」及び「訪問」に限定しない全ての「買取型消費者取引」を条例の規制対象とすることについては、適正な事業活動を行っている事業者の「自由な事業活動」への影響があることから、広く府民や事業者等の意見を聴いたうえで最終的に判断するべきと考える。」

○池田会長

はい、ありがとうございます。

これはいかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○池田会長

では、3ページの2。

○事務局

「2「消費者教育の推進に関する法律」について。

平成24年8月、「消費者教育の推進に関する法律（以下「消費者教育推進法」という。）」が制定され、その目的に「消費者と事業との間の情報の及び量並びに交渉力の格差等に起因する消費者被害の防止」及び「消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるようその自立を支援する」ために消費者教育が重要であり、推進する必要があるとされている。

このことから、新たな法が制定された経緯やその趣旨を踏まえると、現行条例の「第5章雑則」中の第三十条（情報の提供及び消費者教育）の規定は、あまりにも不十分であると言わざるを得ない。

そのためには、次の点について条例を改正することが望ましいとした。

(1) 新たに「消費者教育」の章を設け、府は「消費者教育」の充実に努めること、そのために必要な事項を定めるべきことを条例に明記すること。

なお、「消費者教育推進法」に都道府県の努力義務として規定されている「消費者教育推進計画の策定」と、その計画の作成や変更意見に述べる役割等を担う「消費者教育推進地域協議会の設置」については、後述する「消費者基本計画」に「消費者教育推進計画」に関する事項を記載することや、「消費者教育推進地域協議会」の役割を現在の消費者保護審議会が担う等、手法に複数の選択肢があることを踏まえ、部会の意見としては、上記の表現に留めるものである。」

○池田会長

はい、ありがとうございます。

いかがですか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○池田会長

それじゃ、「3 消費者安全法」。

○事務局

「3「消費者安全法の一部を改正する法律」について。

他の法令等に対応できない「実態のない利用権」や「換金できない外貨」等の取引により、多数の消費者に重大な財産被害をもたらす事案への対策として、「消費者安全法の一部を改正する法律（以下「改正消費者安全法」という。）」において「被害の発生及び拡大防止を図るための事業者に対する不当な取引の取り止め」等の措置を執るよう勧告できることとされた。

条例においても、第八条に「危害を発生させ又は発生させる可能性がある事案に対し、その危害の拡大の防止等のための勧告等」ができることが規定されていることから、次の点について条例を改正することが望ましいとした。

(1) 今回の「改正消費者安全法」による『「実態のない利用権」等の取引によって、消費者に重大な財産被害をもたらす事案』についても、「改正消費者安全法」との整合性を図るという観点から、条例に規定する「危害」とすること。

なお、当該事案も現行条例に規定する「欠陥」であると解釈が可能であり、条例改正が不要であると判断される場合には、条例の逐条解説等に具体的な事例を記載すること等により、明確化すべきと考える。」

○池田会長

最後のなお書きの「欠陥」であると、の後に、「の」を入れたほうがいいかと。「との解釈が」で、どうでしょうか。

○小牧委員

そうですね。

○池田会長

入れましょう。「欠陥」であるとの解釈が可能でありと。それでは、次、4ページの「4 不招請勧誘について」。

○事務局

はい、不招請勧誘について。

○池田会長

さっき修文の指摘があったところを盛り込んで読み上げていただければ。

○事務局

「4 不招請勧誘について。

「改正特商法」により、「訪問購入」取引においては一部の規制対象外物品等を除き「不招請勧誘」が禁止された。

現行条例では、第十六条第一項第一号及び規則第五条別表第一により「拒絶の意思を表明している消費者に対する勧誘」が禁止されており、また、その運用及び解釈において「訪問販売お断りステッカー」等を玄関等に貼付することで「拒絶の意思の表明」であるとし、実質的な悪質事業者による「不招請勧誘」の防止対策としている。」ここはそのままでもいいですね。

○池田会長

そのまま、はい。

○事務局

「今回、「買取型消費者取引」を「物品の種類」や消費者宅等への「訪問」であることを限定せず条例の禁止行為の対象とし「拒絶の意思を表明している消費者に対する勧誘」を禁止することで、例えば、「訪問販売お断りステッカー」に記載されている「訪問販売」の文言を「訪問取引」や「訪問販売・買取」とする等の工夫によって、「改正特商法」の規制対象除外物品等も含め、全ての「買取型消費者取引」において、実質的な悪質事業者による「不招請勧誘」の防止対策とすることが可能であると考える。」

○池田会長

これ、今の2行目の「対象とし」の後に「、」を打ったほうがいいかな。

今回、このパラグラフのところの。「限定せず条例の禁止行為の対象とし、「拒絶の意思を表明している消費者に対する勧誘」を禁止すること」で。ないほうがいいですか。

○吉田委員

いやいや、あったほうがいいと思います。

○池田会長

では、「、」を入れましょう。よろしいですか。

それでは、その次。

○事務局

「そのため、「取引形態」や「物品等の種類」を限定せずに禁止行為を定めている条例において「不招請勧誘」を禁止行為とする場合には、適正に事業を行っている事業への影響が懸念されることから、現時点において「不招請勧誘」を禁止することは困難であると判断した。

なお、現状においても「訪問販売」や「訪問購入」に関する独り暮らしの高齢者や女性への被害が多発していることを踏まえ、国や他府県の動向を注視しながら、今後も引き続き検討すべき課題である」と。

○池田会長

では、これはこのとおりということによろしいですか。

(「はい」の声あり)

○池田会長

では次、5ページの「5 苦情審について」。

○事務局

「5 苦情審査委員会について。

苦情審査委員会に付されたあっせん及び調停については、苦情が解決した場合とともに解決の見込みがないと認められた場合にも、その経緯及び結果について公表を行っている。

しかし、公表にかかる根拠規定は、条例第三十条「情報提供及び消費者教育等」の規定に基づくものであり、根拠としては非常にわかりづらいものとなっている。

このため、次の点について条例を改正することが望ましいとした。

(1) 第二十五条「審査会のあっせん等」の規定中に経緯及び結果の公表について明確に規定す

ること。

(2) あっせんの際にも調停と同様に当事者の出席を求めているが、現状では、あっせん時における当事者への出席要請には根拠規定がなく、任意の依頼となることから、事業者が出席を安易に拒む可能性がある。そのため、あっせんの際にも当事者への出席を求めることができることを条例に規定し、根拠を明確にすること。

なお、調停の際に、当事者が出席の求めに応じない場合には、第二十八条第一項第四号に規定する「事業者の氏名等の公表」を行うが、これは、条例の実行性を担保するための手段として、制裁的機能に着目し設けられたものである。しかし、あっせんはあくまでも「当事者間の自主的な解決を図るもの」であることから、あっせんにおいて当事者が出席の求めに応じない場合であっても、制裁的な意味合いの「氏名等の公表」の対象とすべきではない。」

○吉田委員

あっせんを、「自主的な合意を目指すもの」とか何か。「自主的な解決を図る」というと、何かね。

条例にそう書いてあるの。

○事務局

逐条のほうに。

○吉田委員

「自主的な解決を図るもの」と書いてある。これは、そういう逐条で使っているワードなのですね。

○事務局

そうですね。制裁的な意味合いの「氏名等の公表」の対象とすべきではない。

○池田会長

すべきではないということですね。

○小牧委員

「望ましくない」とか、そういう表現に。

○吉田委員

そこまでは、ちょっと無理というか、無理しなくてもいいかなという感じで。「すべきではない」では何か少し。

○池田会長

というか、ここのところはむしろ要らないですよ。

○吉田委員

ええ。

○池田会長

改めて思うと。

○小牧委員

もともと書いてないですし。

○吉田委員

そうですね。

○池田会長

現行条例どおりなので。だからこれをさらに強めて指定するのであれば必要なんだけども。

○吉田委員

そうすると1、2でいいんじゃないかと思います。

○池田会長

足りていることです。だから25条の2項で調停に加えてあっせんを入れたために、そのサンクショナルに違反した場合の28条の1項の4号であっせんも入ってしまう。

○吉田委員

入ってしまうんですか。

○池田会長

そうなんです。それをはっきりと調停に限定をしたということで。ただ、内容的には現行条例と全く一緒で。だから出席を求めるところが、現行条例はもう調停だけであったので、それをあっせんも広げなきゃいけないという、その前段のそこだけは生かす必要があるのです。

○吉田委員

いや、それを生かしたら入ってしまうんですね。なお書きは、なかったら。

○池田会長

ああ、そうですね。

○吉田委員

28条の、応じなかったら、これは入れないでいいのかな。

○事務局

意見として入れていただかなくても、実質上。

○池田会長

削除するとちょっとまずいか。

○吉田委員

はい。ちょっと整合性が。これだと、要するに、あっせんでも氏名公表の対象にするよということになりますね、たてつけとしたら。

○事務局

そうですね。しないというの、入れといたほうがわかりやすいかな、というところだけなんです

けれども。

○池田会長

「氏名等の公表」の対象とはしないこととするという書きぶりですか。これであつせんと調停は同じようにしたら、では、あつせん、調停、わざわざ別に規制する意味が全くないので。

○吉田委員

すべきではないとまでは、ちょっとあれですね。

○小牧委員

対象としないこととするで、どうですか。

○池田会長

うん。すべきではないではおかしい。ニュートラルにしないこととするぐらいでどうでしょう。しかし、というのは少しきついから、他方で、ぐらいにしましたら。

○小牧委員

そうですね。

○吉田委員

あくまでも「当事者の自主的な解決を図るもの」であることから、あつせんにおいて当事者が出席の求めに応じない場合であっても、制裁的な意味合いの「氏名等の公表」の対象とはしないこととすると。

○池田会長

うん。じゃ、「は」も入れましょうか。とはしないこととすると。では、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○池田会長

それでは、その次の6ページの6番。

○事務局

「6 自主行動基準について。

自主行動基準は、事業者の行動をより消費者志向の高いものとすることで、消費者利益の増進に重要な役割を果たす手法のひとつと位置づけられており、府は、事業者及び事業者団体の自主行動基準策定の取組に対し支援すべきであることが条例に規定されている。また、事業者から届出があった場合は、府が公示することにより消費者へ情報提供することで事業者との信頼関係の構築を図るためのものとしている。

現状では事業者から届出があった場合に、当該事業者に対する苦情相談等が複数、継続して発生している等、当該事業者の事業活動の実態が届出の基準の内容を遵守していないと認められる場合が発生している。

しかし、現行条例の規定は、届出があった時点では、策定した基準の内容が条例及び規則に規定する内容に適合している場合は、当該事業者の事業活動の実態がその基準の内容を遵守していない

と認められる場合であっても届出を受理することとなり、公示することになる。

これは、事業者の事業活動の実態と異なっている自主行動基準という情報を消費者に提供することになり、本制度の趣旨や目的に反する結果となる可能性がある。

そのため、次の点について条例を改正することが望ましいとした。

(1) 府民へ事業者の正確な情報を提供すべきであることから、現行条例第十一条第三項に規定されている自主行動基準策定の届出があった時点における「自主行動基準の内容が目的に合致していないと認められるとき」の是正勧告と同様に、「当該事業者の事業活動が、その基準の内容を遵守していないと認められるとき」においても、その遵守されていない事業活動に対する是正勧告を可能とする規定を設けること。」

○池田会長

はい。これはいかがでしょうか。

○事務局

具体的には、11条第3項の勧告に加えるということと、第4項の基準の内容の是正された基準ということと、基準が遵守されていない、認められていないというのを追加するような形になるのですけれども。

○吉田委員

4項自体は触らないのですよね。

○事務局

いや、4項も、今の書きぶりでは基準、是正のことしか書いていませんので。書きぶりは、最終わからないんですけれども、変更の。

○吉田委員

これ、是正勧告を可能とする規定を設けてあるのですよね。公示しなくてもいいことになるわけですし、それを。そののところを加えたほうがいいんじゃないですか。設けることで、是正勧告したら、公示しなくてもいいんですよね。

○事務局

是正勧告をして、是正されれば公示しない。

○吉田委員

そうですね。そのため、これ1のそこはいいかもしれないですけど、次の点について条例を改正することが望ましいという、何か前文に公示しなくて済むような、改正して、例えば不適正業者の公示を排除できる措置を講じることが望ましいとか、何かしないと、これは是正勧告だけが。

○小牧委員

できるという感じですね。

○事務局

1の中で、例えば最後のところに、「その遵守されていない事業活動に対する是正勧告を可能とし、是正されない場合には公示しないこととする規定を設けること。」

○吉田委員

ええ、そういう書きぶりのほうがいいと思いますね。

○池田会長

申しわけありません。もう一回読み上げていただけますか。

○事務局

「(1) 府民へ事業者の正確な情報を提供すべきであることから、現行条例第十一条第三項に規定されている自主行動基準策定の届出があった時点における「自主行動基準の内容が目的に合致していないと認められるとき」の是正勧告と同様に、「当該事業者の事業活動が、その基準の内容を遵守していないと認められるとき」においても、その遵守されていない事業活動に対する是正勧告を可能とし、是正されない場合には公示しないこととする規定を設けること。」

○吉田委員

すみません、もう一回、何かややこしいことと言って申しわけないんですけども、上は具体的に十一条三項まで言っているのだからここを、遵守されていない事業活動に関する是正勧告を可能とする規定を設け、例えば同条4項によって公示しないことが可能となるとか何とか、そうしたほうが通りいいんじゃないですか。

○池田会長

ちょっとこのところ、かなりわかりにくくなっていて、それで、実はかぎ括弧のところも、条例の条文をそのまま引っ張ってきていないんですよ。そうすると、「十一条の第三項に規定されている」云々というあたりのところも、書くことによって何か余計わかりにくくなっているような気もするので。どうしますかね。第三項を削っちゃいますか。

○吉田委員

ああ、十一条。そうですね。

○池田会長

「に規定されている」で十分ですかね。

○小牧委員

そうですね。三項とか四項とかがつると、かえってややこしくなりますね。

○吉田委員

是正勧告は三項に書いてあるのですか。

○池田会長

はい。そうですね。

○吉田委員

四項が公示しないと。

○池田会長

そういうことです。

○吉田委員

ただ、これは除外規定があるんですね。

○事務局

第1項というのは、目的に適合すると認められるときには公示しなければならないという規定で。

○吉田委員

十一条に規定されている、是正勧告の後に（同条三項）とか。何か勧告のところを、1は示しておいたほうがいいような気がするんですけど。

○池田会長

では、是正勧告の後に。

○吉田委員

括弧書きで同条三項と。

○池田会長

同条三項。公示の関係で同条四項か。

○吉田委員

そうですね、同条四項と。そういう形でおさめるかですね。

○池田会長

では改めてもう一回、今のを踏まえて読み上げいただけますでしょうか。少しややこしくなってきましたが。

○吉田委員

今の会長が言われたような形だと、さっきおっしゃった文章を、括弧書き加えることで、そんなに触れなくていいんじゃないですか。

○池田会長

そうですね。

○吉田委員

最初の三項だけを削って。

○事務局

「（1）府民へ事業者の正確な情報を提供すべきであることから、現行条例第十一条に規定されている自主行動基準策定の届出があった時点における「自主行動基準の内容が目的に合致していないと認められるとき」の是正勧告（同条第三項）と同様に、「当該事業者の」「支援」を入れるんですか。

○吉田委員

いやいや、別にいいんじゃないですか。

○事務局

「当該事業活動が、その基準の内容を遵守していないと認められるとき」においても、その遵守されていない事業活動に対する是正勧告を可能とし、是正されない場合には公示しないこととする規定（同条第四項）を設けること。」

○吉田委員

それでいいと思います。

○池田会長

同条四項参照のほうがいいですね。これからそうするのだから。

○吉田委員

そうですね、ええ。

○池田会長

最初のほうは同条三項ということですね。

○吉田委員

はい。

もう一回読んでいただいていいですか。

○事務局

「（１）府民へ事業者の正確な情報を提供すべきであることから、現行条例第十一条に規定されている自主行動基準策定の届出があった時点における「自主行動基準の内容が目的に合致していないと認められるとき」の是正勧告（同条第三項）と同様に、「当該事業者の事業活動が、その基準の内容を遵守していないと認められるとき」においても、その遵守されていない事業活動に対する是正勧告を可能とし、是正されない場合には公示しないこととする規定（同条第四項参照）を設けること。」

○池田会長

それでは、６ページ、７番。

○事務局

「７ 消費者基本計画の策定について。

国においては、消費者施策の計画的な推進を図るため、「消費者基本法」において「消費者基本計画」を策定することが定められている。

府においても消費者施策を計画的に推進するためには、目標を定め、その目標を達成するために施策を計画的に実施することが必要である。

また、定期的に施策の実施状況や成果を点検し必要に応じて修正をすることで、より実効性のある施策を実現することが可能となる。

そのため、次の点について条例を改正することが望ましいとした。

（１）条例において、府の責務として「消費者施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）」を策定しなければならないことを規定し、その規定に基づき、府として基本計画を策定のうえ、計画的に消費者施策を推進することが望ましい。

(2) 基本計画に定めるべき内容や計画を策定する際には、府民及び消費者保護審議会の意見を踏まえることについても規定すべきと考える。」

○池田会長

よろしいですか。

○吉田委員

「(1)」なのですが、「計画的に消費者施策を推進する」で、もう「。」で切ったほうがいいんじゃないですか。もうそれ義務的にやるということなので。策定しなければならないことを規定し、その規定に基づいて府として。

○池田会長

では、そこは、することとする。ぐらいいしておきましょうか。

○事務局

「計画的に消費者施策を推進することとする。」

○池田会長

でよろしいですね。

(「はい」の声あり)

○池田会長

それでは、7ページの8。

○事務局

「8 応訴における消費者支援について。

近年、被害にあわれた消費者の中には、相手方である信販会社等の事業者から提訴される事案が発生している。

条例においては、消費者が事業者を提訴する場合の支援に関する規定はあるが、消費者が事業者に提訴された場合の支援に関する規定は存在しない。

本来、被害にあわれた消費者への支援については、提訴する場合であっても提訴された場合であっても違いはないと考えられ、また、提訴される場合には、消費者の意思にかかわらず被告となってしまうことになる。

しかしながら、本規定による訴訟資金の貸付については、制度が創設されて以降、現在まで全く実績がないこと、また、実際に援助を必要とする消費者の実態が把握されていない現状において、条例に新たに規定することは困難と考える。

なお、消費者が事業者に提訴された場合の支援については、今後、支援を必要としている消費者の実状を把握し、他の支援との役割分担等を踏まえ、支援のあり方について検討すべき課題である。」

○池田会長

「実状」のこの漢字は、ほかのところでも全部これで統一されているかどうか、ちょっと検索していただけますか。あるいはここで初めて出てきているのかもしれないけれども。

○吉田委員

すみません。それから一番最初のほうですが、「相手方である信販会社等」って書いてあるんですけども、確かに訴訟の相手方は信販会社なんですけれども、実際は、例えば不当商法をしているのは事業者であつたりするので、相手方や信販会社としたらぐあいが悪いですか。実際、自社割賦している業者もありますし。「相手方や信販会社等の事業者から」にしたほうがいいような気がするんですけど。

○池田会長

余計わかりにくくなりませんか。

○吉田委員

わかりにくいですか。相手方であるというたら、何か。

○池田会長

それでしたらもう、「信販会社等」で。

○吉田委員

それでもいいと思います。

○池田会長

「信販会社等の」を削ってしまって、「相手方である事業者から」と。そのほうがわかりがいいとですかね。

○吉田委員

「相手方である事業者」。まあ信販会社も事業者ですしね。「相手方である事業者」というと、本当に、に売買した業者。「相手方である事業者等」はだめですか。

○池田会長

ああ、なるほど。「相手方である事業者等から」。そうしましょうか。
一応読んでいただけると。

○事務局

最初のワンセンテンス。「近年、被害にあわれた消費者の中には、相手方である事業者等から提訴される事案が発生している。」

○池田会長

では、よろしいですかね。

(「はい」の声あり)

○事務局

すみません、先ほどちょっと会長のほうからありました「実状」のところですけども、その前のセンテンスは「実態」というところがあって。

○池田会長

でも、消費者の実態はまずいから、ここは実状ですが、ジョウというのは、情報の「情」と、状態の「状」と、ばらばらに出てくるのはまずいというだけの話で。

○事務局

情報の「情」だと思います。
申しわけありません。確認をしますので。

○池田会長

それでは、「9 (1) 条例名称について」。

○事務局

「9 その他の条例に係る事項について。
(1) 条例名称について。

条例の名称については、前回条例改正時の平成17年にも議論されたところであるが、現時点においても、条例名称中の「保護」の文言については、「現在でも消費者の保護という考え方は必要」、「消費者は主体的に自立すべき」等の相反する意見があることから、一定の方向性を示すことは困難であるとする。

○池田会長

これはこれでよろしいですね。

(「はい」の声あり)

○池田会長

じゃあ、続いて(2)をお願いします。

○事務局

「(2) 集団的消費者被害回復制度について。

平成25年4月19日、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案」が閣議決定され、第183回国会に上程されている。今後の国会における審議の状況、具体的な運用等について確認したうえで、再度議論すべきものとする。

○池田会長

いかがでしょうか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○池田会長

それでは、(3)の「前文」。

○事務局

「(3) 前文について。

現行の前文は、改正を行った平成17年から約8年が経過し、この間、社会経済情勢が変化し、消費生活に経済社会との関係がますます多様化・複雑化するなか発生した東日本大震災の経験を契機に、地域や家族の絆を強め、社会の安定と持続可能性を確保するためには、消費者が自らの意思決

定や消費行動がもたらす影響と社会的役割を自覚し、自主的に行動することが求められている。

そのため、「消費者教育推進法」が制定され、「消費者教育」が重要であるとされたところである。

本条例の前文においても、現状認識について修正すべき点のほか、「消費者教育」については、その重要性・必要性とともに、それを強く推進すべきであることを盛り込むことが望ましい。」

○池田会長

このとおりでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○池田会長

全体について、先生方のご意見も踏まえつつ、こういう形で部会としては、本審議会のほうに持っていくということよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○池田会長

ありがとうございました。

○事務局

すみません、もう一点だけ、申しわけないです。

2ページ目ですが、「1」の「特定商取引に関する法律の一部を改正する法律」についてというところで、上から4行目、平成24年8月、「特定商取引法の一部」になっているのですけれども、「特定商取引に関する法律」です。

それと、同じ行ですけれども、そこのかぎ括弧が、法律の後ろのかぎ括弧が、多分これ1つ要らないと思いますので、これだけ削除させていただいて。

○池田会長

はい。分かりました。

○事務局

修正後、また本審の前にお目通しいたしますので。

○池田会長

では、そういう技術的なところは、一応お任せいただくということで。

どうも本当に、熱心に逐一の検討を賜りましてありがとうございました。

それでは、また、本審議会のほうでどうぞよろしく願いいたします。

事務局のほうにバトンタッチいたします。

○事務局

4回もの長きにわたりまして熱心にご議論いただきまして、ありがとうございました。

この報告を、来月の6月中には本審議会を開きまして、そこで了承が得られましたら、速やかにパブリックコメントに出させていただきますので、その意見を踏まえて修正を加えて、また本審議会で議論していただくというような段取りで行いたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

たします。

ありがとうございました。